

取扱区分：公開

令和6年第12回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和6年12月25日（水）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和6年第12回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第12回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和6年12月25日（水） 午後2時00分

2 閉会日時 令和6年12月25日（水） 午後3時53分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 渋谷 悟	2 番 爪川 博夫	3 番 野口 勇	4 番 萩原 和夫
5 番 常見 淳	6 番 竹内 幸男	7 番 杉崎 國昭	8 番 山本 寿一
9 番 佐野 景子	10 番 吉岡 政広	11 番 山口 実	12 番 齋藤 和久
13 番 高橋 建一	14 番 本橋 トシエ		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）増田 雅暢

6 欠席推進委員（1人）

（蓮田）原田 順一

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第5号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあつせんについて

報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報 告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報 告 3 農地法第18条の合意解約申請について

8 出席した農業委員会事務局職員（4人）、農政課職員（1人）

事務局長 吉田 浩樹

事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄
事務局 田嶋 諒大
農政課 三角 尚也

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和6年第12回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。

以後の進行は、会議規則により萩原会長をお願いいたします。

（議長）

初めに、令和6年11月25日に開催いたしました令和6年第11回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様には伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案の他に1件「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る閩戸地区地域計

画について」の議案を追加させていただきます。また、報告案件につきましては、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、追加議案を含め、議案第1号から議案第6号でございます。

また、報告案件は、報告1から報告3でございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第1号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1から番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号7につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書3ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

― 所在地についての説明 ―

この場所については、隣の排水路側の田は受人が耕作しておりますが、新たに渡人が公社に貸し付けたことに続いての受け入れとなっており、特に問題はないと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからご説明いただきましたように、本件は●●土地改良組合にて農地の利用集積を図っている区域内に所在している田です。

先月の総会において、本件隣接地については、受人の方へ耕作者の変更を承認していただいたところでございます。本件につきましても、受人の方が農林公社から借り受け、隣接地を含めて耕作するものでございます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

― 所在地についての説明 ―

受人にお話を聞きましたところ、これから耕うんや整地をして、野菜を作りたいということでした。

(議 長)

ありがとうございました。引き続き、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

番号ではなく、場所で担当を分けたので、●●●●の4か所についてご説明いたします。

現在も耕作している土地です。●●●●さん●●●●さんの弟さんなのですが、これから相続が発生すると思われます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

詳細は把握しておりませんので、事務局の方でお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

今回、3地区に分かれておりますが、受人については、既に●●●内に●●数筆、●●●●●㎡以上の土地を借り受けており、何十種類もの露地野菜を作られています。

複数人で農業経営をされていて、市内で●●に直売所を設けたり、ネット販売などをされているそうです。また、●●●で農家レストラン的な店舗も経営されている法人になります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

受人は、おそらく十年くらいやられていると思いますが、経営人数と平均年齢を教えてください。

(議 長)

事務局の方でよろしくをお願いいたします。

(事務局)

●●●●●●●●として設立したのが、●●●●年です。手元に構成員の資料がないので、正確な回答はできないのですが、代表者の年齢は●●代で、元々代表の方が農業を学んでいる時に一緒に学んだ仲間の方々と一緒に耕作を始めたと同っております。

会社のホームページでメンバーを見たところ、代表の方を筆頭に同年代くらいの方々●名が写真に写っております。若い方が集まってやっているようなので、これからも長く農業経営ができるのではないかと思います。

●●●内の活動の中心は●●、●●方面で、受人の所在は●●ですが、これからの有力な担い手になっていただける会社だと思います。

余談ですが、現在、地域計画の話し合いを進めさせていただいております中で、●●地区においても畑として利用できる所には、こちらの会社に担い手になっていただければと地域からも厚い信頼があり、期待をしているところです。

(委 員)

今回、借りる面積が●町くらいありますが、どういう体制でやっているかお聞きしました。

(事務局)

●●●内で耕作している農地が約●●●●㎡あり、今回の申請が●●筆、約●●●●㎡ということから考えますと、3割近く増えるのではないかと思います。十分に耕作ができるということで今回の申請に至ったものと考えております。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書5ページ、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読いたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人と受人は、元々親が分家と本家の関係で、渡人側が本家で受人側が分家となっておりまして、渡人は本家の次男の嫁で、旦那さんは亡くなっております。受人は、分家の長男の息子です。

渡人が管理できず、受人の父親に管理してもらっている状態なので、売買したいということで申請に至りました。

受人の両親で2町の耕作をしており、申請地も受人と父親で管理をしています。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、12月6日に耕作の方を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が40日以上、お父様が250日以上、お母様が200日以上で、年間150日以上耕作を確認しております。

地域との調和要件については、現況畑で、取得後の計画も畑となっております。

許可要件については満たしていると思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人にとって受人の妻は実の姉で、渡人が遠くに住んでいて農地の管理ができないということで、畑の近くに住んでいるお姉さんが管理をするということになりました。

仮登記だったのですが、譲りたいということで今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 3 ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、12月6日に耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が200日以上、奥様が200日以上ということで、年間150日以上耕作を確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

許可要件については満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、受人の代表の方に話を伺ったところ、この場所は以前から受人が田として耕作をしておりますが、今回、渡人が高齢で、相続人も娘さんしかおらず、今後のことを考えると土地を手放したいと相談がありました。

受人としては、今後の地域計画や区画整備事業のことを鑑み、見ず知らずの人に渡ってしまうより自分たちで引き受けようということになり、経費等かかっていますが申請に至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 5 ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、12月6日に耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、農地所有適格法人につき要件不要になっております。

地域との調和要件については、現況 田（地目に畑も含まれる）、取得後の計画は田となっております。

農地所有適格法人の要件については、事務局の方で確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

議案書には、権利の種類は所有権（贈与）となっておりますが、どういうことでしょうか。

(事務局)

贈与となっておりますが、金額が発生しないということで贈与という表記になっております。売買ではなく、無償という扱いになります。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

無償で提供することは初めてだと考えます。無償で提供して、もし、その法人が解散をした場合、どういうふうになるのかとも思いますが、事務局の方では問題ないということです。

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案書 6 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第 4 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 4 号、議案書朗読 —

(議 長)

初めに議案第 4 号、番号 1 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人の社長とお話したのですが、現在、会社所有車●●台、従業員●●人分のスペースが必要ですが、既存の駐車場は、バスの運転手さんや会社のトラックの運転手さんでいっぱいになったらしいです。

観光バスのお客さんの駐車場スペースを確保したいというときに、渡人が高齢になり農地の管理が難しく、また、現在使っている駐車場と申請地も近いため、話がまとまったらしいです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料 5 条関係をご覧ください。

農業振興地外の農地になります。

申請地の農地性は、第 2 種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10 ヘクタール未満の農地)です。

理由は、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、污水、雑排水はなしということで、12月10日に現地を確認いたしました。

既存の会社所有車、従業員駐車場は、補足説明資料の公図で青く囲ってある(●●●●●●●●-●(●●●●m²) 外1筆)です。

その東側が会社の所在ということで、申請地は赤で囲っています。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書7ページ、議案第5号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの朗読につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号1につきましては、あっせん活動を積極的に行うことといたします。よろしく願います。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に追加議案、議案第6号「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る閩戸地区地域計画について」でございます。

ここで、議案第6号の審議にあたり、環境経済部農政課の職員は、入室願います。
議事を進めます。

それでは、議案第6号につきまして、事務局及び農政課から説明をいたします。

(事務局)

それでは、本案に関わる提案理由につきましてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとする場合、農業委員会の関係者に意見を聞かなければならない。」と定められており、地域計画につきましては、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に意見書を提出することとなっております。このため、各地区において、地域計画策定に向けた農業の将来の在り方等を踏まえ協議を重ねていただいているところであります。

そして、先行しておりました閩戸地区の地域計画（案）及び目標地図素案が完成いたしました。

つきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、蓮田市閩戸地区地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見書を市長へ提出したく審議をお願い申し上げます。

続きまして、地域計画等の詳細につきましては農政課職員よりご説明申し上げます。

（農政課）

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正による「人・農地プラン」が地域計画と称され法定化されました。それにより、昨年度より地域計画策定のための勉強会、打合せを設けさせていただきまして、委員の皆様からの貴重なご意見と積極的なご参加をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

さて、お手元の資料ですが「位置図」、「参考様式第5－2号 地域計画」及び「目標地図素案」となっております。

まず、「位置図」につきましては、市内9個所の計画地域図、それから、今回、皆様にご審議をお願いする閩戸（上・中・下）地域となっております。

次に、「地域計画（案）」ですが、1 地域における農業の将来の在り方、2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置、4 地域内の農業を担う者一覧、5 農業支援サービス事業者一覧となっております。こちらは、地域協議会において検討した結果をまとめております。なお、4 地域内の農業を担う者一覧については、別紙1～45に記入させていただいております。後でご確認いただきたいのですが、一覧の備考欄で上閩戸、中閩戸、下閩戸、に対応して目標地図の対応として、アルファベットが地図に表示されています。

最後に、カラー地図「目標地図素案」ですが、将来の耕作者を見据えて耕作者ごとに色分けをしたカラー地図となっております。また、目標地図作成の参考資料といたしまして、農地台帳上の耕作者を基に作成した現況地図、農業経営意向調査による今後の農業経営に関する本人の意志を筆ごとに色分けした地図、皆様にご協力をいただきました農地パトロール調査によって遊休農地を特定した地図を活用しております。

閩戸地区につきましては、第1回10月30日、第2回12月13日に閩戸地区地域協議会を開催し、皆様のご協力をいただきながら地域計画及び目標地図素案の作成を実施いたしました。

法で定められた意見聴取については、農業委員会のほか、埼玉県農林公社、南彩農業協同組合、見沼代用水土地改良区への意見聴取を行っております。意見聴取後、市HPで地域計画の案の公告（2週間縦覧）を経て令和7年3月末までに策定・公告を予定しております。

加えて、策定された地域計画の内容につきましては、随時（毎年1回以上）、見直しを図る予定であります。

【資料訂正】「上閩戸地区目標地図」右下

（誤）「黒浜北小学校」→（正）蓮田北小学校

（議 長）

ただ今の事務局及び農政課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委 員）

●●●●●●●●さんがやることになっていますが、田をやるのですか。

（委 員）

田の予定はありません。田を畑にしてやってもらう考えです。

（議 長）

他に何かございますか。

（委 員）

中閩戸地区の目標地図を見ると、同じマークが飛び飛びなのですが、そこまで集積していないということですか。

例えば、Mという方がいくつもあったり、Hという方があちこちにありますが、これは、一人の人が完全には集積していないということでしょうか。

（事務局）

将来を見据えられる限りで記入していただいております、それ以外につきましては、現況で記入していただいております。

（委 員）

基本的には、同じアルファベットの人は同じ人ということですか。

（事務局）

おっしゃるとおりです。

（議 長）

他に何かございますか。

(委 員)

目標年度が令和16年度ですが、こういう形にするのが令和16年度を目標にして、これから進めていくという理解でよろしいでしょうか。

(農政課)

目標年度が令和16年度として、それに向けてということですが、上閩戸地域については、この形に向けて集約を進めていくものです。中閩戸、下閩戸については、今後、話し合いを進めさせていただき、集積、集約を進めていくところです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

今回は他の地域も含めて地域計画を策定し、毎年1回くらいは見直しをする予定とのことですが、見直しの時も今回と同じように関係団体から意見聴取するやり方で報告して、決定することになるのでしょうか。

(農政課)

毎年1回会議を行った後、毎年総会でご意見を伺うかということですが、私が理解しているのは、軽微な変更の場合は手続きを要しないとしています。どこまでが軽微な変更かということはまたご相談させていただくところですが、例えば、閩戸地域と駒崎地域を合体するなどになれば、ご意見聴取をさせていただきます。

一方、担い手が増えるということなどに関しては軽微にあたると考えます。

その都度、埼玉県の指導を仰ぎながらご相談させていただくところでございます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第6号につきまして、意見なしに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第6号につきましては、意見なしといたします。

それでは、議案書 8 ページ以降の 報告 1 から報告 3 につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告 1 から報告 3、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告 1 から報告 6 につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

よろしいですか。

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を常任副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —